

【令和5年第1回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

令和5年3月17日 健康福祉委員長 矢沢 孝雄

- 「議案第1号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について（健康福祉局に関する部分）」

《意見》

* 川崎市福祉サービス第三者評価事業推進委員会については、県へ移管されるため、廃止については問題ないと考えているが、本議案に含まれる川崎市等々力緑地再編整備計画推進委員会の廃止については反対であるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第7号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（健康福祉局に関する部分）」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第8号 川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第9号 川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について」

- 「議案第29号 財産の無償譲渡について」

- 「議案第30号 財産の無償譲渡について」

《一括審査の理由》

いずれも指定管理者制度を導入している特別養護老人ホームの民設化に関する内容であるため、3件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

* 移管先運営法人の募集要件における変更点について

募集要件については、令和3年度に実施した「高齢者・障害児者福祉施設再編整備計画」の検証を踏まえて、施設の老朽化への対応について明記したほか、原則20年以上の運営の継続や土地の更地返還に関して、社会情勢の変化や施設の運営状況を勘案して、協議・調整を行うことができる旨を追記するなどの変更を行った。

* 特別養護老人ホームしゅくがわらの移管先の選定理由について

本施設の移管先の募集に対しては、約20法人から問合せがあり、8法人から応募があった。移管先の選定に当たっては、学識経験者等で構成される高齢者施

設整備選定部会において、応募法人から提出された事業計画書等に基づき、書類審査及び面接審査を行い、総合的に評価を行った。選定された主な理由としては、適切な事業計画であったことや団体の運営実績が安定していることなどが評価され、運営法人としてふさわしいと判断された。

*** 審査結果が僅差であることへの考えについて**

高齢者施設整備選定部会において、5人の委員が審査を行っているが、審査結果の点数については、事前に把握することはできず、結果として僅差であったと考えている。

*** 運営期間が原則20年以上である理由及び期間短縮の要件について**

運営期間については、譲渡後の継続的な運営が望まれることや施設耐用年数が20年以上であることを踏まえて設定した。また、社会情勢の変化や運営法人の経営状況等により運営が困難になった場合、運営法人が書面による申出書を提出し、本市の承認を受けることにより期間の短縮が可能である。

*** 特別養護老人ホームしゅくがわらにおける運営法人の変更への対応について**

運営法人の変更については、移管後の運営管理に支障がないよう、現指定管理者、移管先予定者及び本市の3者間で業務引継ぎに関する基本協定書を締結し、協議・調整を行っていく予定である。また、入居者、その御家族、施設の従事者及び施設運営に関わりのある地域の方への対応を丁寧に行い、円滑な移管が図られるよう、計画的に進めていきたい。

*** 譲渡に伴う高齢者・障害児者福祉施設再編整備計画の見直しについて**

高齢者・障害児者福祉施設再編整備計画第1次実施計画を平成30年3月に策定し、計画期間を10年としていたが、令和3年10月に当該計画の変更を行い、当該施設の移管については反映した経過があるため、今後特段の状況の変化がなければ、見直す予定はない。

*** 施設の築年数について**

特別養護老人ホーム陽だまりの園は、平成12年4月に開設され、築22年であり、特別養護老人ホームしゅくがわらは、平成14年5月に開設され、築20年である。

*** 大規模修繕に対する支援について**

施設の運営法人における大規模修繕の費用負担が大きいことに対する支援として、令和3年度に大規模修繕補助制度を創設した。補助額については、基本的には上限を5,000万円としているが、旧公設施設は特例的に上限を7,500万円としている。

*** 大規模修繕の実施見込みについて**

令和6年4月に当該施設の譲渡が完了し、それ以降大規模修繕補助制度を利用できるようになるが、大規模修繕が必要と判断した段階で移管先運営法人から申請があるものと考えている。

*** 特別養護老人ホームしゅくがわらに係る譲渡時期までの対応について**

本議案の議決後、速やかに移管手続きを行っていく予定であるが、現在当該施設に勤務している職員については、意向調査を実施し、引き続き働ける環境を整備

していきたい。また、職員が不足する場合においては、移管先運営法人が募集を行うこととなる。なお、必要な施設の修繕は実施済みであるが、令和5年度に本市の負担でエレベーターを修繕する予定である。

《意見》

- * 各施設に勤務している職員の雇用環境等も含めて丁寧に対応してほしい。
- * 施設の管理が不十分であるように見受けられるため、利用者が安心して当該施設を利用できるよう適切に対策を講じてほしい。
- * 運営が長期間にわたることとなるため、移管先選定に関する審査結果が僅差であった場合には再審査を行うなどの対応についても検討してほしい。
- * 施設の円滑な引継ぎは非常に難しいため、健康福祉局のこれまでの経験やノウハウをいかして課題の解消に取り組んでほしい。
- * 議案第9号は、特別養護老人ホーム陽だまりの園及び特別養護老人ホームしゅくがわらを民設化することにより、半年ごとのセルフモニタリングや事業評価等が行われなくなるなど、本市の指導や監査の公的責任を後退させるものであるため、議案第29号及び議案第30号は、特別養護老人ホームの民設化自体に反対の立場であるため、これらの議案には賛成できない。

《議案第9号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第29号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第30号の審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第14号 川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 職員定数の改正の内訳について

川崎病院は、理学療法士5人、作業療法士3人、言語聴覚士3人、診療放射線技師6人、臨床工学技士5人、医療事務職3人の合計25人を増員する予定である。井田病院は、理学療法士5人、診療放射線技師1人、臨床工学技士3人、医療事務職3人の合計12人を増員する予定である。

* 職員定数の改正後の医療提供体制について

昨年度も65人の増員を行っており、様々な職種が支え合いながら高度な医療を提供している。しかしながら、今後様々な職種で人員が不足する可能性があるため、今後の医療提供体制の構築の進捗状況を注視しながら、引き続き検討を進め、必要な人員を確保していきたい。

* 職員定数の改正に伴う正規職員での採用について

本条例の改正に当たり、必要な職員数の精査を行っており、増員する職員は正規職員として採用する予定である。

* 看護師の増員予定について

看護師の増員については、今後の状況を注視しながら検討していきたい。

《意見》

* 医療提供体制がひっ迫している状況にあるため、看護師の増員等を実施してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第58号 令和4年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第61号 令和4年度川崎市病院事業会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第63号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決